

提供にあたってはリハビリテーション計画にその目的、頻度等を記録する。

■ 算定のポイント

算定項目(※処遇改善加算は共通項目ページ参照)		算定	改定前	改定後	対比
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数	+5%	+5%	0
短期集中リハビリテーション実施加算 (退院(所)日または認定日から)	1月以内	1日	340	200	-140
	3月以内		200		0
イ リハビリテーションマネジメント加算	(Ⅰ)	1月		+60	新設
	(Ⅱ)	1月		+150	新設
ロ 社会参加支援加算		1日		17	新設
介護予防訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行った場合(3月に1回限度)		1回	300	リハネ加算に 包括	
ハ サービス提供体制強化加算 共通項目ページ参照			6	6	0

(1) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

支給限度額管理の対象外の算定項目

(2) 短期集中リハビリテーション実施加算

リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定していることが要件。集中的なリハビリテーションとは週2回以上実施していることをいう。

(3) リハビリテーションマネジメント加算

リハビリテーション計画書の充実や計画の策定と活用等のプロセス管理の充実、介護支援専門員や他のサービス事業所を交えた「リハビリテーション会議」の実施と情報共有のなどが算定要件。

(4) 社会参加支援加算

利用者の社会参加等を支援した場合は、評価対象期間(社会参加支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間)の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき算定。

■ ここに注目 減算等について

算定項目	算定	改定前	改定後	対比	要件
事業所と同一建物(サービス付き高齢者向け住宅等)居住者また同一建物以外のサービス付き高齢者向け住宅等で20名以上の利用	1回	×90%	×90%	0	○ページ参照